

【茅ヶ崎市企業移転・サテライトオフィス設置支援事業】

よくあるお問い合わせ

目次

- 1 制度について
- 2 交付対象について
- 3 申請について
- 4 提出書類について
- 5 補助金の交付について

1 制度について

Q1-1 どのような制度か？

A1-1 企業において近郊分散型ワークスタイルへのニーズが高まっていることに鑑み、多様なワークスタイルに対応する地盤を整え、経済規模の拡大を図ることを目的に、本市への本社移転や支社・サテライトオフィス設置を行う事業者に対して補助を行う制度です。

Q1-2 本補助金は先着順か？

A1-2 先着順ではありませんが、予算の限りとなります。予算を超える申請があり、予算の不足が見込まれる場合には、改めて、庁内において対応を検討していきます。

2 交付対象者について

・立地奨励補助金

Q2-1 補助対象者はどのようなものか。

A2-1 営利を目的に事業を行う法人・個人です。具体的には、株式会社、有限会社、合同会社等の営利社団法人や個人事業主が対象となります。一方でNPO法人、一般社団法人、公益財団法人等の非営利法人や協同組合等の中間法人、任意団体は対象に含まれません。

Q2-2 正規従業員1名とはどのような状態か。

A2-2 代表者・役員のほかに週に30時間勤務する直接雇用の従業員が1名いる状態を指します。なお、従業員には家族従業員を含みます。そのため、代表者と役員のみで構成される事業者は対象になりません。

Q2-3 市外の自宅で業務している個人事業主は対象になるか。

A2-3 新たに茅ヶ崎市に自宅と別に事務所を設置する場合は対象になります。自宅を移転するだけでは対象になりません。

Q2-4 市外に住んでおり、これから茅ヶ崎に移転し創業しようとしているが対象となるか。

A2-4 対象になりません。申請時に事業継続後1年以上経過していることが必要です。事業開始日

は開業届の開業日や登記簿謄本の設立日をもって確認させていただきます。

Q2-5 すでに茅ヶ崎市内に事務所を設けているが対象になるか。

A2-5 法人の場合は本社、個人の場合は主たる事業所が市外にある場合は対象になります。

・雇用奨励補助金

Q2-6 どのような事業者が申請できるか。

A2-6 立地奨励補助金を申請した事業者が申請できます。立地奨励補助金の申請後、雇用奨励補助金の要件を満たすことで申請できます。

3 交付対象事業について

・立地奨励補助金

Q3-1 本社移転とはどういう事業を指すか。

A3-1 法人・個人の経営に関する意思決定を行う機関を移転することを指します。法人の場合は登記事項の変更、個人事業主の場合は納税地の異動に関する届出書を提出する必要があります。

Q3-2 支社・サテライトオフィス設置とはどういう事業を指すか。

A3-2 本社とは離れた場所に事務拠点を設ける事業を指します。設置された場所を拠点に独自に営業展開を行う支社設置(設置登記義務有)と、従業員が遠隔拠点でも事務作業が行えるように設置されるサテライトオフィス(設置登記義務無)がいずれも対象になります。

Q3-3 コワーキングスペースや共用オフィスは対象になるか。

A3-3 申請者が単独で所有・賃貸する物件のみが対象となるため、他社と共用して使用する事務所は対象になりません。

Q3-3 店舗や工場でも対象になるか。

A3-3 事務機能を主とした事務所であれば、事務所内の一部に店舗機能や工場機能を含む場合も対象となります。販売機能を主とする店舗や製造・工事作業を主とする工場で施設内の一部に事務機能を設けているのみのもものは対象になりません。店舗や工場を併設される場合は、申請時にレイアウト図等で事務機能が主となることを確認させていただきます。

Q3-4 移転・設置場所が市内に既に所有している物件でも対象になるか。

A3-4 対象になりません。新規に所有または賃貸する物件のみが対象になります。

Q3-5 親族や知人の所有している物件を直接購入・賃貸する場合も対象になるか。

A3-5 対象になりません。不動産仲介業を介して所有または賃貸した物件のみが対象になります。

・雇用奨励補助金

Q3-6 新規雇用者枠の対象となる社員はどのようなものか。

A3-6 契約期間の定めがなく、週に30時間以上勤務する直接雇用の正社員のみが対象となります。

雇用保険の資格取得届や雇用契約書等で内容を確認します。役員受入、パート、アルバイト、契約社員、業務委託、人材派遣、業務提携等は対象となりません。

Q3-7 転入者枠の対象となる社員はどのようなものか。

A3-7 立地奨励補助金の申請日以降に茅ヶ崎市に転入した正社員です。代表者および役員が茅ヶ崎市に転入する場合も対象になります。

Q3-8 過去に行った市民の雇用・社員の転入は対象になるか。

A3-8 立地奨励補助金の申請日以降に行われた雇用者・転入者が対象になります。立地奨励補助金の申請日以前に既に雇用されている茅ヶ崎市民及び既に転入している正社員は対象になりません。

Q3-9 雇用・転入が行われた後すぐに申請ができるか。

A3-9 雇用・転入の事実が発生してから1カ月以上が経過した段階で申請できます。給与の支払い実績等、勤務実績が確認できる書類をご提出いただきます。

Q3-10 複数名の雇用者・転入者がいる場合申請は複数回行う必要があるか。

A3-10 複数回にわけて申請を行うことも一度の申請にまとめることも可能ですが、申請する場合には年度末（3月31日）までに申請いただく必要があります。

4 交付対象経費について

Q4-1 補助対象となる経費について教えてください。

A4-1 対象となる経費は、移転・オフィス設置にかかった費用です。具体的には、土地・建物・備品の取得経費や工事費用、契約初期費用などが含まれます。事業実施期間にかかる賃借料も対象となります。なお、工場や店舗等との併用物件を設置する場合、事務所機能にかかる費用のみが対象になります。

Q4-2 補助対象事業実施期間について教えてください。

A4-2 対象となる期間は、補助金交付決定通知書の受領後から補助事業の終了までの期間となります。この期間中に支払った経費のみが補助対象となります。なお、補助事業の終了は事務所の開設日となります。事務所の開設日は、移転・改修工事が終了し、一部のみでも事務所の目的となる事業が開始された日とします。プレオープンやテスト運用などの期間を事業実施期間に参入し、補助対象経費を増やす行為は認められません。

5 申請について

Q5-1 申請は何度もできるか

A5-1 同一申請者での申請は1度のみとなります。

Q5-2 同一事業で、移転・設置に対する補助金を他から交付されている。併用はできるか

A5-2 併用できません。

Q5-3 補助事業の実施期間が、3月31日を超えてしまうが対象になるか

A5-3 対象になりません。実績報告は、補助事業完了日（事務所の開設日）から30日を経過する日、もしくは交付決定日の属する年度の3月31日までに提出が必要となります。従って資金調達期間が3月31日をすぎる事業に関しては対象となりません。

Q5-4 補助金交付決定通知受領後に、事業計画の内容に変更が見込まれる場合はどうすればよいか。

A5-4 変更が見込まれた時点で、必ず市までご連絡ください。市に事前の相談無く変更を行い、事業を実施した場合（実績報告後の変更）は認められません。

Q3-9 郵送の場合の申請宛先はどこか。

A3-9 〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

経済部産業観光課 産業振興担当 宛てへご郵送ください。

4 提出書類について

Q4-1 許認可がまだ取れていない場合はどうすればよいか。

A4-1 移転前の住所で取得した許認可証を添付し、実績報告時に移転後の住所で取得した許認可証を添付してください。

Q4-2 申請書の記入方法がわからない。

A4-2 記入例を参考にしてください。そのうえでご不明な点がある場合は、恐れ入りますが、産業観光課までお問い合わせください。

5 補助金の交付について

Q5-1 申請から交付までにどのような手続きが必要ですか。

A5-1 申請から交付までの流れは次のとおりです。

・立地奨励補助金

① 補助金の交付申請 → ②「補助金交付決定通知書」受領 → ③事業（資金調達）開始 → ④事業完了 → ⑤実績報告 → ⑥補助金の受給

補助金を受け取るためには、補助金の交付申請に加え、事業完了後、市への実績報告が必要です。①から②の期間は2週間程度、⑤から⑥の期間は1カ月程度を予定しています。

・雇用奨励補助金

① 補助金の交付申請 → ②「補助金交付決定通知書」受領 → ③補助金の受給

なお、申請数や審査の過程における処理時間により、補助金の交付までに要する期間は前後しますので、あくまでも目安となります。

また、何月何日に振り込まれるか？といったお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

Q5-2 補助金は課税所得となるのか？

A5-2 法人税法では、原則として、補助金や助成金などによる収入を含めたすべての所得が課税対象になり、補助金についても例外扱いはされていません。ただし、交付段階で税金が引かれる（源泉徴収される）ということではなく、事業による収入から経費などを差し引いた「事業所得」に対して、法人税が課されることとなります。